

都市公園施設の使用許可申請の手引き

令和 4 年 1 月

沖縄県土木建築部都市公園課

まえがき

沖縄県では県営都市公園として、以下の9施設を設置及び管理しております。

1. 名護中央公園（名護市）
2. 中城公園（中城村）
3. 沖縄県総合運動公園（沖縄市、北中城村）
4. 浦添大公園（浦添市）
5. 首里城公園（那覇市）
6. 海軍壕公園（那覇市）
7. 奥武山公園（那覇市）
8. 平和祈念公園（糸満市）
9. バンナ公園（石垣市）

都市公園は、一般公衆が自由に利用できる憩いの場として、都市の中で重要な役割を果たすことが期待されている公共施設です。その機能の維持、増進を図るためには、公園管理者以外による施設の設置や管理、土地の占用を無制限に認めるわけにはいかないことから、都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）によって一定の制限が設けられています。

都市公園法では、公園管理者以外の者が公園施設の設置、管理、占有をする場合、公園管理者である沖縄県知事の許可が必要となっております。そのため沖縄県では、都市公園法に基づく許可申請に対する審査基準を定め、公平公正な行政処分を行うこととしております。

この手引きは、許可申請の方法をわかりやすく案内するとともに、都市公園施設の使用許可審査基準（令和 年 月 日付け土木建築部都市公園課長決裁）を補足することを目的としております。

許可申請を検討している方におかれましては、審査基準及び本手引きをご参照の上、適切な手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

令和4年1月13日

沖縄県土木建築部都市公園課長

目 次

第1章 許可申請の概要

1. 用語の定義	1
2. 許可申請の種類	1
3. 公園管理者への申請先	2
4. 申請書の添付書類	2
5. 提出部数	3
6. 標準処理期間	3
7. 申請書の提出時期について	3
8. 申請にあたっての注意事項	3
9. 申請前の事前調整について	3
10. 処分内容に不服がある場合	3

第2章 公園施設について

1. 都市公園とは	5
2. 公園施設の種類	
(1) 園路及び広場	5
(2) 修景施設	5
(3) 休養施設	6
(4) 遊戯施設	6
(5) 運動施設	6
(6) 教養施設	7
(7) 便益施設	8
(8) 管理施設	9
(9) その他、都市公園の効用を全うする施設	10
3. 公園施設と認められるための3要件	11
4. 許可期間について	11
5. 自動販売機の設置許可について	11

第3章 都市公園の占用

1. 占用物件の種類	
(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	12
(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	12
(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設	

けられるもの	12
(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	13
(5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物	13
(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	13
(7) 標識	13
(8) 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの	13
(9) 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの	13
(10) 防火用貯水槽で地下に設けられるもの	14
(11) 蓄電池で地下に設けられるもの	14
(12) 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの	14
(13) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	14
(14) 索道及び鋼索鉄道	14
(15) 警察署の派出所及びこれに付属する物件	15
(16) 天体、気象又は土地観測施設	15
(17) 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	15
(18) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	15
(19) 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設	15
2. 占用物件として認められるための3要件	16
3. 許可期間について	16

第4章 未供用区域の使用

1. 未供用区域とは	17
2. 許可申請の取り扱い	17
3. 使用を許可できない場合	17
4. 許可期間について	18

5. 未供用区域の確認方法	18
---------------	----

第5章 使用料の取り扱い

1. 使用料の金額	19
2. 月割り、日割りの取り扱いについて	20
3. 行政財産使用許可の場合	20
4. 使用料の減免について	20
5. 使用料の支払い方法	21
6. 納付先金融機関一覧	21

第6章 許可条件

1. 許可条件とは	22
2. 許可条件の内容	22
3. 原形の変更等について	24
4. 転貸等の禁止について	24
5. 原状回復について	24
6. 実施検査等	24
7. 管理にかかる費用負担について	24

第7章 許可取消

1. 許可取消となる事由	26
2. 許可取消による損失の補償	26
3. 許可取消の効果	26
4. 許可を取消された場合の使用料	26

第8章 Q&A

第1章 許可申請の概要

1. 用語の定義

この手引きで用いる用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 法：都市公園法
- (2) 令：都市公園法施行令
- (3) 規則：都市公園法施行規則
- (4) 条例：沖縄県都市公園条例
- (5) 公園施設：法第2条第2項各号に規定される施設
- (6) 占用物件：法第7条第1項各号に規定される工作物等
- (7) 公園管理者：沖縄県知事
- (8) 指定管理者：地方自治法第244条の2第3項の規定により、知事が指定した法人その他の団体

2. 許可申請の種類

許可申請には次の種類があり、それぞれ申請書の様式、申請先などが異なります。申請書様式は、沖縄県都市公園課ホームページにて掲載しております。

【沖縄県都市公園課ホームページ】

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/koen/ryokuchi/yousikidownload.html>

(1) 設置許可申請

公園管理者以外の者が自ら公園施設を設置したい場合、法第5条第1項の規定に基づき、公園管理者の許可が必要です。

- ・申請書様式：公園施設設置許可申請書

(2) 管理許可申請

公園管理者が設置した施設を、公園管理者以外の者が管理したい場合、法第5条第1項の規定に基づき、公園管理者の許可が必要です。

- ・申請書様式：公園施設管理許可申請書

(3) 占用許可申請

公園施設以外のものを設置する場合や、催し物等で公園内のスペースを占用する場合、法6条第1項の規定に基づき、公園管理者の許可が必要です。

- ・申請書様式：都市公園占用許可申請書

(4) 行政財産使用許可申請

都市公園内ではあるものの、未供用区域の土地を使用する場合、地方自治法第238条の4に基づき、沖縄県知事の許可が必要です。

- ・申請書様式：行政財産使用許可申請書

(5) 変更許可申請

すでに許可を受けている内容を変更したい場合、公園管理者に申請してください。

- ・申請書様式：変更許可申請書

(6) 使用廃止届

すでに許可を受けている期間の途中で物件の使用を終了する場合、公園管理者に届け出てください。なお、届出後は速やかに原状回復してください。

- ・申請書様式：使用廃止届

(7) 「行為の制限」の許可

条例第4条により、次の行為をしようとする者は、指定管理者の許可が必要です。申請方法については、各公園の管理事務所にお問い合わせください。

- ①物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。
- ②業として写真又は映画を撮影すること。
- ③興行を行うこと。
- ④競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- ⑤花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- ⑥指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。

3. 公園管理者への申請先

公園管理者へ許可申請する場合、以下の申請先へ、申請書及び添付書類を持参、郵送、メールいずれかの方法で提出してください。

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 10階

沖縄県土木建築部都市公園課

申請先メールアドレス：aa060208@pref.okinawa.lg.jp

4. 申請書の添付書類

審査に必要なため、申請書には次の書類を添付してください。なお、このほ

か、申請内容によって追加の添付書類を求めることがあります。

- (1) 設置、管理する物件や、占有する場所の位置及び規模がわかる資料
- (2) 個人においては住民票の写し、団体においては登記簿の写しなど、本人確認及び責任者が確認できる書類

※条例第4条に基づく許可については、各公園管理事務所へお問い合わせください。

5. 提出部数

申請書及び添付書類は、いずれも1部ご提出ください。申請書及び添付書類の写しが必要な場合、申請前に各自でコピーをとっておいてください。

6. 標準処理期間

公園管理者に許可申請する場合、都市公園課が申請書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に許可または不許可処分をするよう努めます。

ただし、多くの申請が集中する時期や、確認や是正に時間を要する場合など、処分までに14日以上を要することもあります。違法ではありませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

7. 申請書の提出時期について

申請書は、使用開始を希望する日の2ヶ月前から7日前までを目安に提出してください。提出日が使用開始希望日の1営業日前から起算して7営業日以内の場合、不許可処分とすることがあります。

8. 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請書に電話番号を記入する欄はありませんが、申請の際は電話番号やメールアドレス等の連絡先を必ずお伝えください。申請内容について確認や是正の必要が生じた場合、連絡が取れなければ不許可処分をする可能性があります。
- (2) 令和3年4月1日から、申請書の押印が不要になっております。そのため、本人確認書類の添付があれば、メールでの申請も可能です。

9. 申請前の事前調整について

申請方法等に不安がある場合は、申請前に沖縄県都市公園課までお問い合わせください。ただし、「この件は許可できる」など、申請前に確約はできませんのでご注意ください。

10. 処分内容に不服がある場合

(1) 審査請求（行政不服審査法第2条、第4条）

許可を取り消された、不許可処分された、許可条件に納得いかないなど、処分内容に不服がある場合、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であれば、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。

審査請求書類の提出先は、許可申請書と同じく沖縄県都市公園課です。

(2) 処分の取消の訴え（行政事件訴訟法第8条～第35条）

処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であれば、沖縄県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。

(3) 再審査請求（都市公園法第34条第1項）

上記(1)の裁決に不服がある場合、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができます。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月を経過すると、再審査請求することができなくなります。

再審査請求書類の提出先は国土交通省になりますが、沖縄県を経由して提出することもできます。

第2章 公園施設の設置及び管理

1. 都市公園とは

(1) 都市公園の定義

地方公共団体（沖縄県）が設置する都市公園については、法第2条第1項第1号において、「都市計画施設である公園又は緑地」と定義されています。

(2) 都市公園法の適用範囲

沖縄県営都市公園の区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき決定されています。都市公園法は、そのように都市計画決定された区域内に対して適用されます。ただし、県営都市公園内には、整備中などの理由で供用開始されていない区域（以下、未供用区域という）があり、その部分は都市公園法の適用対象外として取り扱っております。

(3) 公園及び緑地の目的

都市公園は、法により「公園又は緑地」と定義されていますが、沖縄県では公園及び緑地の存在意義について、次のように解釈しております。

- ・公園：住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供するとともに、あわせて都市環境の整備及び改善、災害時の避難等に資するために設けられる公共空地。
- ・緑地：自然環境の保全、快適性の増進等その存在機能により、都市環境の整備及び改善、都市景観の増進、公害の防止または緩和、災害の防止または緊急時の避難等に資するために設けられる公共空地。

以上の解釈は、現行法上明確に規定されたものではありませんが、国土交通省が監修する「都市公園法解説」（編著：都市公園法研究会）という書籍に記載されており、沖縄県としては、公園施設は上記の目的を踏まえた上で設置されるべきであると考えております。

2. 公園施設の種類

法第5条第1項の設置許可または管理許可を得るためには、公園施設に該当することが必要となります。法第2条第2項各号に規定される施設は、以下のとおりです。

(1) 園路及び広場

(2) 修景施設

植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの。

ただし、実在の人物、特に現存の人物の彫像については注意が必要で、政治上の目的または宗教上の目的で使用されることが明らかな場合は修景施設としての範囲を超えるものとみなし、不許可処分とする場合があります。

(3) 休養施設

休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの。

- ①休憩所とは、東屋のようなものを指します。
- ②キャンプ場とは、野原等にテント等を利用して滞在を行うための施設、及びそれに付随する施設の総体を指すものであり、自然観察等の野外活動を行うための施設です。オートキャンプ場もこれに含まれます。

(4) 遊戯施設

ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの。

- ①これらに類するものとしては、フィールドアスレチック用遊具、ジェットコースター等が考えられます。
- ②ロープウェイは、令第12条第4号（索道）に該当する占用物件ですが、それが公園利用者の遊戯用に設けられるときは、公園施設として認められます。

(5) 運動施設

野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及び、これらに付属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物。

- ①プロチーム専用の野球場やサッカー場など、一般利用にまったく供されない場合には、公園施設として認められません。
- ②温水利用型健康運動施設とは、温水を利用した種々の軽運動を行うための施設であり、記録や勝敗を争う競技スポーツを含め、水泳の用に供するものではなく、水中における歩行、エアロビクス等の基礎体力を少しずつ高めていくことを目的とした運動、ある程度継続して行う軽い全身的な運動を行う施設を指します。したがって、保養のための、いわゆるクアハウスはこれに含まれません。なお、温水利用型健康運動施設という名称は、温水を利用する

こと自体が健康増進に寄与することを意味するものではありません。

- ③リハビリテーション用運動施設とは、高齢者や障害者のほか、一時的に健康な状態を損なっている者が、基本的な心肺機能や四肢の運動機能等を健康な状態に維持し、または回復することを目的として利用するための運動施設を指します。
- ④その他これらに類するものとしては、ホッケー場、海水浴場、射撃場、自転車競技場等が考えられます。
- ⑤プロレスリング等の興行のために設けられる特設リンクについては、公園施設ではなく、法第7条第6号の占用物件として扱われます。
- ⑥メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他これらに類する遊戯施設で、利用料金を徴収するものは、5ヘクタール以上の敷地面積を有する都市公園でなければ設置することができません。
- ⑦ゴルフ場は、50ヘクタール以上の敷地面積を有する都市公園でなければ設置することができません。
- ⑧運動施設に係る照明施設や電光掲示板は、「これらに類する工作物」として、公園施設の一部と認められます。

(6) 教養施設

植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体または気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので、歴史上または学術上価値の高いもの。

- ①分区園とは、公園内の一区域をいくつかの分区に割って、そこで第三者に草花や野菜等を栽培させ、ときには指導員がついてその栽培を指導したりする施設を指します。
- ②動物舎は、動物園内に限らず、それ以外の場所に設けられる場合も公園施設として認められます。
- ③自然生態園とは、自然の状態を保全し、または人工的に造園し、生物とその環境及び共生者との関係について鑑賞、観察することのできる施設を備えた施設を指します。
- ④野鳥観察所とは、野鳥等の観察のために設けられる簡易な建築物などを指します。
- ⑤動植物の保護繁殖施設とは、地域に在来の動植物を保護繁殖するとともに、都市公園において動植物を保護繁殖するプロセス及び保護繁殖に取り組んでいる姿を公園利用者に対して示すことにより、地域固有の動植物及び生態系

に関する知識の修得並びに動植物の保護に対する意識の涵養等、環境教育の場として位置づけられる教養施設のことを指します。

- ⑥野外音楽堂に類するものとしては、屋内音楽堂が考えられます。
- ⑦陳列館は、美術館及び博物館を含みます。
- ⑧天体または気象観測施設とは、主として中学生、高校生等の教養のために設けられる観測施設であって、気象庁や大学の設ける天文台や気象観測施設は含まれません。
- ⑨体験学習施設とは、公園利用者が運動、文化、自然等に関する実験、体験、実技、講義等を行うことができる施設を指します。
- ⑩忠魂碑は記念碑に分類されますが、特に宗教的色彩のないものであれば、公園施設として認められます。これに対して、仏シャリ塔は、宗教目的以外の理由で設けられることは考えられないため、都市公園に設けることは認められません。
- ⑪遺跡等は、文化財保護法によって指定されたものでなくても、教養施設として認められます。また、「これらを復原したもの」とは、必ずしも元の位置に復元したものでなくてもかまいません。

(7) 便益施設

飲食店、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの。

- ①売店とは、公園利用者のために、チョコレートその他の菓子類、お茶、ジュース等の飲み物、絵はがきその他みやげ物等を販売する店を指します。自動販売機は、売店に類するものと認められます。ただし、専ら衣料品や食料品を扱う店などは、都市公園の効用に直接の関係がないので、公園施設として認められません。
- ②飲食店については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日号外法律第122号）」（以下、風営法という）の適用を受ける料理店、カフェー、バー、キャバレー等は含まれません。
- ③売店や飲食店に居住することは原則認められませんが、品物の監視をするために必要な最小限度の範囲で認められる余地があります。ただし、住民票を移す等、居住を主目的として利用する場合や、施錠や防犯センサーの設置等で品物を十分保護することができる場合、売店や飲食店での居住は認められません。
- ④宿泊施設とは、ヒュッテ、バンガロー、旅館等を指します。旅館等というのは、旅館業法に基づく許可を受けた旅館やホテルも含みます。ただし、風営法の許可を要するような場合や、都市公園の効用を全うするために「特に必

要」と認められない場合は設置することができません。

- ⑤駐車場とは、公園利用者の便宜に供するための駐車場であって、一般の利用に開放する駐車場は、公園施設とは認められません。一般の利用に供する駐車場は、法第7条第3号に規定する占用物件として、地下に設けられる公共駐車場しか認められません。
- ⑥園内移動用施設は、公園利用者の利便性向上を図るため、公園区域内における公園利用者の移動の用に供することを目的として設けられるモノレール、リフト、ロープウェイ、バス等を指します。
- ⑦上記の「これらに類するもの」という字句は、「荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場」のみに係ります。すなわち、売店、飲食店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、便所については、これらに類するものは公園施設として認められません。
- ⑧射的場、パチンコ等の射倖的な施設は、公園施設として認められません。競輪場について、純粹なスポーツ目的の自転車競技場であれば「運動施設」として認められますが、自転車競技法（昭和23年法律第209号）上の競輪場は認められません。

（8）管理施設

門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの。

- ①詰所とは、管理人詰所のことです。有料公園施設の切符販売所などもこれに該当します。
- ②苗畑とは、いわゆる苗圃のことです。
- ③ごみ処理場には、廃棄物の再生利用のための施設を含みます。廃棄物の再生利用のための施設とは、都市公園の植栽管理等に伴い排出される剪定枝、落ち葉等の廃棄物（以下、植物性廃棄物という）を、堆肥、舗装材、土壌改良材等として再生し、都市公園の管理運営に利用するための施設を指します。一般的な廃棄物を広範に受け入れるような施設は、植物性廃棄物に限って公園周辺から受け入れ、都市公園から排出された植物性廃棄物とともに再生利用することで、当該廃棄物の再生利用のための施設の有効活用が図られるなど、都市公園の管理運営の効率化に資する場合には設置することができます。
- ④雨水貯留施設とは、雨水の利用及び地下浸透を目的とした貯留施設、浸透施設、ポンプ等の一連の管理施設であり、雨水の地下浸透を促すことによる自然の水循環の回復または貯留、確保した公園内の雨水を活用した植栽への散水等のように、必ずしも上水を確保する必要のない水利用について、貯留し

た雨水を循環利用することにより、環境への負荷及び管理コストを低減するものを指します。

- ⑤水質浄化施設とは、修景施設となる池、水流等の公園施設の水質を維持するための管理施設であり、適切な水質の維持管理を行い、それによって水を災害時の生活用水等へ活用することを可能にするための施設を指します。
- ⑥発電施設は、公園施設に電力を供給する管理施設であり、公園利用者への影響を考慮するとともに、風力発電施設、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設、バイオマス発電施設、地熱発電施設等、環境への負荷の低減に資する発電施設に限り設置が認められます。売電等、公園利用者以外に使用される電力の発電を目的とする場合は、占用物件として許可を受ける必要があります。ただし、公園施設として設ける発電施設は、公園内の電気使用量を勘案して適切な規模のものを設置する必要があるものの、電気使用量の季節変動等により発生する余剰電力の売電等を行うことは可能です。
- ⑦これらに類するものとしては、案内板、注意板、給散水施設、消火栓、明渠等が考えられます。

(9) その他、都市公園の効用を全うする施設

展望台、展望塔、集会所、食糧・医薬品等災害応急対応に必要な物資の備蓄倉庫、その他災害応急対応に必要な施設。

災害応急対応に必要な施設として、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設、延焼防止のための散水施設。

- ①展望台、展望塔に設置される望遠鏡等は、付属設備として公園施設の一部と認められます。
- ②集会所については、公民館や公会堂であっても、それが集会所としての性格を有するのであれば、公園施設として認められます。屋内映写施設を集会所の付属設備として設けることも認められます。
- ③耐震性貯水槽とは、災害時に避難者の飲料水や消火用の水が確保できる構造を有するものを指します。
- ④放送施設とは、災害が発生した後に、災害に関する情報を正確に伝達するために設けられるものを指します。停電に備えて非常用発電装置を併せて設置する場合、当該放送施設の一部として認められます。
- ⑤情報通信施設とは、災害発生時に、避難地となる公園と公園外の災害対策施設の間、または公園相互間で緊急情報や避難生活に関する情報等を通信するためのものを指します。
- ⑥ヘリポートについては、緊急物資の輸送確保を目的としたものを指します。格納庫、給油施設、照明施設等の附帯施設は、公園施設として認められませ

ん。

- ⑦係留施設とは、災害発生時に公園への多様なアクセスを確保する観点から設けられる、船をつなぎとめるための施設全体のことで、船を着け、乗り降りを行い、荷揚げを行うための施設を指します。
- ⑧ここでいう発電施設とは、災害時に公園外から電力供給が途絶えた場合でも、避難生活に必要な施設の利用を可能とするための電源を確保するためのものを指します。管理施設としての発電施設とは異なり、「環境への負荷低減に資する」という要件はなく、災害時に必要とされる電力を一定期間安定して供給できる機能が求められます。
- ⑨延焼防止のための散水施設とは、樹林帯等が本来有する延焼防止機能をより高めるために、スプリンクラー等により樹林帯に散水するための施設を指します。

3. 公園施設と認められるための3要件

- (1) 法第2条第2項各号(上記1の(1)～(9))に掲げる施設に該当すること。該当しない施設は、たとえ現実に都市公園の効用を全うするものであっても、公園施設として認められません。
- (2) 都市公園の効用を全うするために設けられること。申請内容が、都市公園の効用を全うするという名目であっても、現実に都市公園の効用を全うする機能を発揮しないものは公園施設として認められません。
- (3) 都市公園区域内に設けられること。法第2条第2項各号に該当し、かつ、都市公園の効用を全うする機能を持つものであっても、都市公園区域外に設けられるのであれば、公園施設として認められません。

4. 許可期間について

公園施設の設置または管理許可については、10年が上限となります。ただし、許可は更新することができ、10年を超えて設置または管理する必要がある場合は、新たに許可申請を行い、問題がなければ再度10年を上限に許可を得ることができます。

なお、許可期間は、設置または管理の目的を達成するために必要最小限の期間とするため、10年未満の期間で許可を与える場合があります。

5. 自動販売機の設置許可について

自動販売機は、上記(7)の便益施設として認められますが、原則として指定管理者に限って設置を認めています。これは、売上金の50%を管理運営経費に充当することを条件としているためです。

第3章 都市公園の占用

1. 占用物件の種類

都市公園本来の目的からすれば、公園施設以外の施設や工作物を公園内に設けることは、極めて好ましくないと考えられます。そのため、法第6条第1項によって認められる占用物件は、法第7条により、以下のとおり限定されています。

(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

- ①「これらに類するもの」として、送電や通信の用に供されるケーブル、PHS無線基地局、光アクセス装置が考えられます。
- ②テレビ塔については、必要やむを得ないものと認められないため、占用物件として認められません。
- ③電線は、やむを得ない場合を除き、地下に設ける必要があります。

(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

- ①これらは概ね地下に埋設されるものであり、マンホール、消火栓、ガス製圧器等、これらに附帯する施設も含まれます。
- ②水道管、ガス管または下水道管の本線を埋設する場合、その頂部と地面との距離は、原則として1.5メートル以下としないこと。ただし、幅員5メートル以上の園路その他通常重量物の圧力を受けるおそれの多い名所の地下に下水道管の本線を埋設する場合は、原則として3メートル以下としないこと。

(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

- ①通路とは、道路法上の道路に限りません。
- ②鉄道とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）上の地方鉄道を指します。
- ③軌道とは、軌道法上の軌道を指します。鉄道とは異なり、軌道は原則として道路に敷設されるものです。
- ④公共駐車場とは、交通緩和のため、平等の条件で一般に公開される駐車場を指します。民間企業が設けるものであってもかまいませんが、特定人専用のガレージは占用物件として認められません。
- ⑤鉄道・軌道の停車場や停留所、公共駐車場のガソリン補給所、事務所等これらに附帯する施設も占用物件として認められます。
- ⑥これらの施設と地上との連絡のための通路、排気孔等は、一部地上を占用するものであっても、必要最小限の範囲であれば附帯施設として占用が認めら

れます。

- ⑦地下に設ける物件について、その頂部と地面との距離は、原則として 1.5メートル以下にしないこと。

(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所

(5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物

- ①ホームレスの収容施設等は、これに含まれません。
- ②この仮設工作物を設ける者は、国または地方公共団体が望ましいものの、罹災者自身が自ら居住するために設ける仮設工作物も認められます。

(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物

- ①祭礼等の催しに際して設けられる露店等も、占用物件として認められます。
- ②これらの催しは、あくまでも一時的なものであり、そのために設けられる仮設工作物は、撤去の容易な仮設工作物でなければなりません。

(7) 標識

公園施設である標識とは異なり、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に規定される測量標や、道路法に規定される道路標識等を指します。

(8) 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

- ①国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽及び発電施設で、地下に設けられるものが対象です。
- ②災害応急対策に必要な施設とは、公園外にいる者の応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために必要な施設を指すことから、公園施設とは区別されます。
- ③災害応急対策とは、災害対策基本法における災害応急対策（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う災害等の拡大を防止するために行うもの）と同じ意味と考えられます。

(9) 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの

太陽電池発電施設と、燃料電池発電施設で地下に設けられるものがこれに当たります。

(10) 防火用貯水槽で地下に設けられるもの

- ①公園施設の防火のみならず、公園外の防火にも使用される防火用貯水槽が占用物件となります。
- ②給排水孔が地表に出ているとしても、占用物件として認められます。
- ③その頂部と地面との距離は、原則として1メートル以下としないこと。

(11) 蓄電池で地下に設けられるもの

その頂部と地面との距離は、原則として3メートル以下としないこと。

(12) 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの

- ①その頂部と地面の距離は、原則として1.5メートル以下としないこと。
- ②水道施設とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する配水施設のうち、配水池及びポンプ施設を指します。
- ③下水道施設とは、下水道法（昭和33年法律第179号）第2条第2号に規定する処理施設及びポンプ施設を指します。
- ④河川管理施設とは、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設のうち、遊水池及び放水路を指します。
- ⑤変電所とは、電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51条）第1条第2項第1号に規定する変電所を指します。
- ⑥熱供給施設とは、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設（導管を除く）を指します。

(13) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの

- ①橋が占用物件として認められるのは、河岸に都市公園が設けられている場合に、これを越えて橋が架設されるような場合に限られます。
- ②橋脚、鉄道及び軌道で高架のもの脚は、必要最小限の範囲で占用物件の一部として認められます。
- ③これらを園路の上に設ける場合、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として4.5メートル以下としないこと。
- ④道路とは、道路法上の道路に限りません。鉄道とは、鉄道事業法上の地方鉄道を指します。軌道とは、軌道法上の軌道を指します。

(14) 索道及び鋼索鉄道

- ①索道とは、架空した索条に搬器をつるして運送する施設のことで、鉄道事業

法上の索道、いわゆるロープウェイのことです。旅客のみならず、鉱石その他の物品を運送することも想定されます。

- ②鋼索鉄道とは、鉄道事業法上の鉄道であって、鋼索をもって搬器を牽引するもの、いわゆるケーブルカーを指します。
- ③遊戯用のロープウェイは公園施設として認められますが、公園施設としての性格を持たないものであっても、占用物件として認められます。

(15) 警察署の派出所及びこれに付属する物件

- ①警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 53 条第 5 項の規定によって設けられる警察署の下部機構たる派出所を指します。
- ②付属する物件とは、告示板等を指します。
- ③派出所の建築面積は、30 m²以内であること。
- ④警察署の下部機構であっても、駐在所は占用物件として認められません。

(16) 天体、気象又は土地観測施設

- ①地盤沈下測定装置のようなものを指します。
- ②建築面積は、10 m²以内であること。
- ③公園利用者の教養のために設けられる天体または気象観測施設は、公園施設として取り扱われます。

(17) 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設

公園施設または占用物件に関する工事のため必要なもののみに限られません。が、都市公園の効用に著しい支障を及ぼすと判断される場合には認められません。

(18) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場

公園施設または占用物件に関する工事のため必要なもののみに限られません。が、都市公園の効用に著しい支障を及ぼすと判断される場合には認められません。

(19) 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区

域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）

2. 占用物件として認められるための3要件

- (1) 許可申請に係る物件が、法第7条第1項各号（上記1の(1)～(19)）に掲げる物件に該当すること。該当しない場合は、たとえ現実に都市公園の効用を全うするものであっても、占用物件として認められません。
- (2) 許可申請に係る物件が、都市公園の効用を著しく阻害しないこと。
- (3) 政令で定める技術的基準に適合すること。

3. 許可期間について

設置・管理許可と同じく10年が上限となりますが、施行令第14条の規定により、次の場合は上限の期間が異なります。

- (1) 3年が上限となる場合
 - ①郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所（上記1(4)）
 - ②天体、気象又は土地観測施設（上記1(16)）
- (2) 1年が上限となる場合
 - ①非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物（上記1(5)）
 - ②都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）（上記1(19)）
- (3) 3ヶ月が上限となる場合
 - ①競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（上記1(6)）
 - ②工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設（上記1(17)）
 - ③土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場（上記1(18)）

第4章 未供用区域の使用

1. 未供用区域とは

都市公園の区域は、都市計画法に基づく都市計画決定という手続きを経て決定されます。その上で、法第2条の2の規定に基づき、供用開始の公告をすることにより、都市公園として一般利用に供されることとなります。

未供用区域とは、都市計画決定された区域内で、供用開始の公告がされていない区域のことをいいます。未供用区域は、整備工事等が完了すると供用開始の手続きが行われます。

2. 許可申請の取り扱い

未供用区域を使用する場合、「行政財産使用許可申請書」を提出してください。なお、設置許可及び占用許可の基準とは異なり、沖縄県公有財産規則第29条の規定により、許可できる範囲は以下のとおりとなっております。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益の用に供するため使用するとき。
- (2) 県の事務又は事業の執行を補佐し、又は委託を受けて、これを執行するものにおいて、当該事務又は事業の遂行の用に供するため使用するとき。
- (3) 電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。
- (4) 県職員及び学生、入院患者等施設を利用する者のため、食堂、売店等の用に供するため使用させるとき。
- (5) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として供するため短期間使用させるとき。
- (6) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。
- (7) 前各号のほか、知事が特に必要があると認めて使用させるとき。

3. 使用を許可できない場合

「行政財産目的外使用許可基準について」（昭和55年3月27日総管第1542号総務部長通知）により、以下に該当する場合は、原則として使用許可できません。

- (1) 行政財産の形質を変更して使用する場合において、その変更によって当該財産の原状回復が非常に困難である場合
- (2) 建物の所有を目的として土地を使用する場合
- (3) 独立した土地及び建物等の全部又は大部分を使用する場合
- (4) 土地を使用する場合で、その使用が農地法（昭和27年法律第229号）の

適用を受ける使用形態である場合

- (5) 許可条件を履行する能力がない場合、又は履行しないおそれがあると認められる場合

4. 許可期間について

上記3の通知により、使用許可の期間は次のとおりとなっております。

- (1) 電柱及びこれらに類するものを設置するため使用する場合：3年以内
- (2) 鉄塔等を設置するため使用する場合：5年以内
- (3) 水道管・ガス管・地下ケーブル等を埋設するため使用する場合：5年以内
- (4) やむを得ない理由により建物又はそれに類する施設を設置するため使用する場合：5年以内
- (5) 前各号に掲げるもの以外に使用する場合：1年以内

5. 未供用区域の確認方法

建物が建っている場合、駐車場、園路等で地面が舗装されている場合、草刈り等が行われている広場など、人の手が加わっている場所は概ね供用されている区域と考えて差し支えありません。

判断がつかない場合は、申請前に沖縄県都市公園課までお問い合わせください。

第5章 使用料の取り扱い

1. 使用料の金額

使用料は、条例第13条の規定により、以下のとおり定められております。

(1) 設置許可の場合

①売店、軽飲食店その他の施設：1㎡あたり年額950円

(2) 管理許可の場合

①売店及び軽飲食店：1㎡あたり年額5,310円

②その他の施設：1㎡あたり年額1,150円

(3) 占用許可の場合

①電柱その他これに類するもの：1本あたり年額1,340円

②電線、電らんその他これらに類するもの：1mあたり年額60円

③変圧塔：1㎡あたり年額1,070円

④水道管、下水道管、ガス管、その他これらに類するもの

ア) 口径0.4m未満のもの：1mあたり年額270円

イ) 口径0.4m以上1m未満のもの：1mあたり年額510円

ウ) 口径1m以上のもの：1mあたり年額750円

⑤通路、橋、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設

：1㎡あたり年額410円

⑥防火用貯水槽：1㎡あたり年額360円

⑦郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出所、天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設：1㎡あたり年額780円

⑧競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物：1㎡あたり日額20円

⑨標識：1個あたり年額920円

⑩索道及び鋼索鉄道：1㎡あたり年額280円

⑪工事用施設及び工事用材料置場：1㎡あたり月額240円

(4) 「行為の制限」の許可の場合

この場合の料金は、各公園の管理事務所に支払うこととなります。

①物品の販売その他これに類する行為を行う場合：日額260円

②業として写真を撮影する場合：日額430円

③業として映画を撮影する場合：日額9,920円

④興行を行う場合：100 m²あたり日額 250 円

⑤競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合
：100 m²あたり日額 250 円

※利用面積が 100 m²に満たない場合、100 m²の利用として計算します。

2. 月割り、日割りの取り扱いについて

使用期間が 1 年に満たない場合、月割り料金として、年額の使用料に 12 分の月数を乗じて得た額を徴収します。

一方、日割り計算はなく、使用期間が 1 ヶ月に満たない場合、1 ヶ月分の使用料を徴収します。

3. 行政財産使用許可の場合

行政財産使用許可の場合、沖縄県行政財産使用料条例（昭和 47 年 5 月 27 日条例第 68 号）に基づく使用料を徴収することとなっています。しかしそれでは、同じ都市公園内で、同種同類の許可内容にもかかわらず、使用場所が供用されているか否かのみをもって使用料に差が生じる場合が想定され、公平性を失すおそれがあります。

よって、沖縄県都市公園条例で定める額を準用し、許可内容に応じて使用料を決定することとしております。

4. 使用料の減免について

条例施行規則第 8 条第 1 項第 1 号には、国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益上の目的のため都市公園（有料公園施設等を除く。）を使用する場合、使用料を全額免除することができると規定されています。

これを踏まえると、減免を認められるためには、次の 2 つの要件が必要と考えられます。

①申請者が公共団体または公共的団体かどうか

②使用目的が公用、公共用、公益上のものといえるか

（1）公共団体・公共的団体について

以下に示す団体を、公共団体または公共的団体として扱います。

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人

④公益財団法人、公益社団法人

- ⑤国の職員または沖縄県職員が兼務し、実質的に国または沖縄県が運営している団体
- ⑥沖縄県の事務または事業を受託している団体
- ⑦法令により義務的に設置されている団体
- ⑧国または沖縄県の補助、出資等により、運営費の50%以上がまかなわれている団体

(2) 使用目的について

以下のいずれかに該当する場合、公用、公共用、公益的な使用目的と認められます。

- ①収益を伴わず、公益に資すると認められる場合
- ②沖縄県の事務または事業の遂行上必要な場合で、公益に資すると認められる場合
- ③記念碑、慰霊碑、供養塔またはこれらに類するものを設置する場合で、特に使用料の免除が必要であると認められる場合

(3) 災害その他緊急事態の場合

条例施行規則第8条第1項第2号には、災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間都市公園を使用する場合には、使用料を全額免除できると規定されています。

この場合、申請者が公共団体または公共的団体である必要はありません。

(4) 使用料の減免申請方法

使用許可申請書の提出と同時に、「使用料減免申請書」をあわせて提出してください。

5. 使用料の支払い方法

使用料を支払っていただく必要がある場合、公園管理者から許可証と同時に「納入通知書」が送られてきます。納入通知書を受け取ったら、記載してある納入期限までに、所定の金融機関の窓口にてお支払いください。口座振り込みには対応しておりません。

6. 納付先金融機関一覧

沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県農業協同組合、沖縄県労働金庫、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、鹿児島銀行

第6章 許可条件

1. 許可条件とは

法第8条の規定により、公園管理者は許可にあたって、管理のため必要な範囲内で条件を付することができます。これを許可条件と呼び、許可証とともに書面で送付します。許可条件に違反する行為を行った場合、許可を取り消すことがありますので、注意が必要です。

2. 許可条件の内容

許可条件は申請内容によって様々ですが、概ね以下の内容を付します。

(1) 使用上の制限

- ①使用許可財産を申請書に明示した以外の使用目的又は、用途に使用しないこと。
- ②使用許可財産の原形を変更し、又は、工作物を設置しないこと。
- ③指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は、留めておくことをしないこと。
- ④指定された場所以外に工作物を設置（指定された場所の面積を超えて工作物を設置する場合を含む。）しないこと。
- ⑤指定された場所以外で、沖縄県都市公園条例第4条第1項第1号に定める物品の販売行為をしないこと。

(2) 転貸等の禁止

使用者は、使用財産を他のものに転貸し、又は、担保に供してはならない。

(3) 使用許可の取消又は変更

- ①知事は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の全部又は、一部を取り消し、又は変更することができる。
 - ア) 県において使用財産を必要とするとき
 - イ) 使用者（使用人等を含む）が使用条件に違反したとき
 - ウ) 使用者（使用人等を含む）が、都市公園法もしくは同法施行令の規定、または同法の規定に基づく処分に違反したとき
 - エ) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと判明した場合
- ②使用許可を取り消し、又は、使用に制限を加えることにより、使用者に損失が生じる場合があっても、使用者は、その補償を要求することができない。
ただし、上記①アにより使用許可を取り消す場合はその限りではない。
- ③使用許可の更新にあたっては、許可期限満了の一ヶ月前から手続きを行い、

許可期限までに更新手続きを完了すること。許可期限が切れた場合には更新を認めず撤去を命ずることがある。

(4) 原状回復

使用財産の使用が終了したとき、又は上記(3)の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。

(5) 損害賠償

- ①使用者は、その責に帰する理由により、使用財産の全部又は一部を滅失し、又は棄損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- ②使用者が許可証に定める義務を履行しないため、県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ③使用者は、公園利用者等第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(6) 実施検査等

- ①県において必要があるときは、使用財産について随時に実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し、指示することができる。
- ②上記許可条件の他細部事項については、都市公園課とあらかじめ十分協議すること。

(7) 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

(8) 使用料の改定

経済情勢の変動、沖縄県都市公園条例の改正その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(9) 指定管理者

使用にあたっては、事前に指定管理者と調整を行い、指定管理者の指示に従うこと。

(10) 費用負担

許可した行政財産の維持及び保存の費用を負担すること。

(11) 注意義務

使用者は、善良な管理者の注意をもって許可を受けた行政財産の管理の任にあたること。

3. 原形の変更等について

使用許可を受けた財産に対して、工事等を行い、原状回復が困難になるほどの原形変更をしてはなりません。ただし、工作物等の設置など、許可された範囲での工事等は当然に認められます。

4. 転貸等の禁止について

使用許可を受けた財産は、許可を受けた者本人が使用しなければなりません。ただし、次の場合は転貸等とはみなしません。

- ①許可を受けた者が団体の場合で、その従業員等が当該財産を使用する場合
- ②催しのために占有許可を受けた場合で、催しの主催者が、その催しに伴う仮設店舗等の出店、興行等のために当該財産を使用させる場合

5. 原状回復について

原状回復とは、許可期間終了後、使用許可を受けた財産を許可期間開始前の状態に戻すことをいいます。ただし、許可期間開始前の状態に戻すことが公園管理上有益とは認められない場合、原状回復の方法について公園管理者と協議することができます。

6. 実施検査等

公園管理者は、財産の使用状況等を把握するため、予告なしに現地確認を行う場合があります。

7. 管理にかかる費用負担について

使用許可を受けた財産の管理は、許可を受けた者の責任と費用によって行わなければなりません。

管理許可の場合、使用者と公園管理者の間で責任の範囲があいまいになることが想定されますが、次の場合は使用者の責任と費用によって行うこととします。

- ①蛍光灯、電球、トイレトーパー等、消耗品の補充及び交換
- ②イス、テーブル、調理器具、冷蔵庫等、当該建築物を建設した際に公園管理者が設置したものではない備品の修繕及び購入
- ③当該財産の使用に伴い発生した廃棄物、汚水等の処理

④当該財産の使用に伴う光熱水費その他経費の負担

第7章 許可取消

1. 許可取消となる事由

公園管理者は、法第27条の規定に基づき、以下に該当する場合には許可を取り消すことができます。

(1) 罰則的な意味での取消

- ①都市公園法もしくは同法施行令の規定、または同法の規定に基づく処分に違反している場合
- ②許可条件に違反している場合
- ③偽りその他不正な手段により許可を受けた場合

(2) やむを得ない事情による取消

- ①都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- ②都市公園の保全または公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- ③上記の他、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

2. 許可取消による損失の補償

上記1(1)による取消の場合、これにより使用者に損失が発生したとしても、公園管理者は一切の補償をいたしません。

一方、上記1(2)による取消の場合、公園管理者は法第28条第1項の規定に基づき、取消処分を受けた者に対して通常受けるべき損失を補償することとなります。なお、補償金額については、同条第2項により、公園管理者と損失を受けた者とが協議して定めることとなります。

3. 許可取消の効果

法第27条に基づく許可取消は、行政法学上の「撤回」であり、取消の時から将来にわたって効力を及ぼします。つまり、許可を受けた時から取消された時までの間、許可は有効となります。

4. 許可を取消された場合の使用料

条例第16条の規定に基づき、すでに納付された使用料は原則還付しません。

使用料未納が原因で許可を取り消された場合、すでに請求されている使用料全額について支払い義務が継続します。

第8章 Q&A

1. 電気事業者がW i - F i 設備を設置する場合、使用料はどの種別で徴収されることになるのか。

A : W i - F i 設備など、条例にはっきりと記載されていない設備については、その形状によって種別を判断します。電気・通信関係設備の場合、配線部分は「電線、電らんその他これらに類するもの」、箱状のものであれば「変圧塔」として使用料を算定します。

2. 売店または軽飲食店として許可申請する場合、お酒を提供・販売することはできるか。

A : アルコール類の販売は一律に禁止しているわけではありませんが、当該都市公園の設置目的、公園内の秩序に及ぼす影響、管理上の支障の有無等を総合的に検討した上で、認めるか否かを判断する必要があります。売店等の営業を目的に許可申請を検討している場合、事前に都市公園課へご相談ください。

3. 観光客を受け入れるため、公園内にホテルを建てることはできるか。

A : 宿泊施設は公園施設として認められますが、令第8条第4項の規定では、「都市公園の効用を全うするため特に必要と認められる場合」でなければ宿泊施設を設置してはならないとされています。よって、宿泊施設は公園利用者の利便性向上を目的とした場合のみ設置することができるのであって、観光客を受け入れるためのホテルは設置できません。

4. 公益上やむを得ない場合、許可が取り消されることがあるとのことだが、「やむを得ない場合」とは具体的にどういう場合か。

A : 東日本大震災のような非常災害時において、避難者の受け入れ場所確保や、緊急車両等の通行などに必要な場合が考えられます。

5. 売店施設で軽飲食店を営業する場合、店内の雰囲気をよくするため、改装してもよいか。

A : 改装したい場合、必ず事前に沖縄県都市公園課までご相談ください。改装をした場合、許可期間満了後、原状回復していただくこととなりますので、改装後に原状回復できない事態となるのを避ける必要があります。

6. 申請書の記載に不備がある場合、是正を求めた日の翌日から起算して14日

以内に応答がなければ不許可になるとのことだが、どのような方法で是正を求めるのか。

A：電話またはメールにて連絡します。電話の場合、最後に通話できた日の翌日から起算して14日経過しても応答がなければ不許可処分とします。審査担当からの電話を取れなかった場合、必ず折り返しのご連絡をお願いいたします。また、仕事の都合などで電話を取りにくい時間帯がある場合は、申請時に必ず審査担当にその旨お伝えください。

7. 公園の隣接地に住んでいる者だが、県が出した許可によって迷惑を被っている。許可取消の処分をしてもらえないか。

A：処分内容に不服がある場合、処分を受けた本人でなくても行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。ただし、処分の取消を求めるにつき、法律上の利益を有する場合でなければ審査請求できませんので、注意が必要です。

8. 条例第4条には、物品販売をする場合は指定管理者に許可を得ることとなっている。イベント時に露店を出す場合は県の許可が必要とのことだが、この違いは何か。

A：条例第4条に規定する許可は、物品販売という行為をすることについて必要となります。工作物を設置しない場合は、指定管理者の許可を受けてください。一方、工作物を設置して物品販売を行う場合は、県に対して法第6条に基づく占有許可を申請してください。

9. 県土木事務所から、県営都市公園施設の整備工事を請け負っており、資材置き場等として公園内を占有する必要がある。施工業者から許可申請をした場合、使用料は徴収されるのか。

A：県が発注した工事であれば、その請負業者も公共的団体とみなし、使用料を全額免除します。なお、工事の場合、申請者は発注元、請負業者のどちらでもかまいません。